

JSTOA（会）24 第 48 号
2024 年 7 月 1 日

各 位

一般社団法人日本STO協会
会 長 北 尾 吉 孝

顧問の就任について

去る 2024 年 6 月 20 日開催の定時社員総会において定款を変更し、6 月 21 日開催の理事会において、以下のとおり定款第 47 条に定める顧問を選任いたしましたところで

す。
本日付で同氏に顧問に御就任いただきましたので、ご報告申し上げます。

顧問 佐藤 太郎 氏 （TARO Ventures 代表・元本協会公益理事）

* 顧問の任期は、就任日より 1 年経過した日までとし、重任を妨げないこととしております。

以 上

○本件に関するお問い合わせ先

一般社団法人 日本 STO 協会 会員・総務部

TEL：03-6272-8327 E-mail：mng@jstoa.or.jp

電話受付時間：平日 10:00～17:00

定款（抜粋）

（顧問）

第 47 条 本協会に顧問を置くことができる。

- 2 会長は理事会の同意を得て、顧問を委嘱する。
- 3 顧問は、本協会の運営について会長に意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は 1 年とし、重任を妨げない。
- 5 顧問の報酬、その他必要な事項は、会長が定める。